（変更等の届出）

第十一条　法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2　法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（許可の取消し）

第十二条　法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から三年とする。

（記録）

第十三条　法第五十一条の十五の規定による記録は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［略］	［略］	［略］
二　放射線管理記録		
［イ～チ　略］		
リ　廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物（事業所内の廃棄物埋設地に埋設したものを除く。）の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固形化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法		
［ヌ・ル　略］		
［三・四　略］		
五　［略］		
六　降雨記録（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）		
イ　降雨量		
ロ　一月間についての積算降雨量		
［七～十四　略］		

［2～7　略］

（廃棄物埋設施設の巡視及び点検）

第十六条　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

（廃棄物埋設施設の定期的な評価等）

第十九条の二　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、その事業を開始した日以降十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

［一・二　略］

（変更等の届出）

第十一条　法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2　法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通とする。

（許可の取消し）

第十二条　法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から三年とする。

（記録）

第十三条　法第五十一条の十五の規定による記録（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［同上］	［同上］	［同上］
二　［同上］		
［イ～チ　同上］		
リ　廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物（事業所内の廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物を除く。）の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固形化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法		
［ヌ・ル　同上］		
［三・四　同上］		
五　［同上］		
六　降雨記録		
イ　降雨量（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）		
ロ　一月間についての積算降雨量（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）		
［七～十四　同上］		

［2～7　同上］

（廃棄物埋設施設の巡視及び点検）

第十六条　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定において、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

（廃棄物埋設施設の定期的な評価等）

第十九条の二　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

［一・二　同上］